

サステナブルなM I C E開催のためのガイドライン検討・作成業務 公募型企画競争提案説明書

1 業務名

サステナブルなM I C E開催のためのガイドライン検討・作成業務

2 業務の目的

参加者一人当たりの消費額が大きい傾向のあるM I C Eは、地域への高い経済効果に加え、ビジネス・イノベーション機会の創造や、国際的な都市競争力の向上といった開催効果を開催都市にもたらすと言われている。

一方、多くの参加者が一定期間に一定の場所へ集まるM I C Eは、開催地に環境負荷をかける可能性があることが再認識されており、開催都市提案においてはサステナビリティの要素が必須事項となりつつある。

札幌市の国際競争力を向上させ、継続的にM I C Eの誘致・開催をしていくためには、環境配慮に積極的に取り組み、市内事業者のサステナビリティ水準の向上を目指すとともに、国内外の主催者・参加者に対しても啓発・促進し、札幌市で開催されるM I C Eをサステナブルなものとしていくことが必要である。

本業務は、札幌市内でのM I C Eをサステナブルな開催とするためのガイドラインについて検討・作成を行うものである。

3 業務委託期間

業務委託期間は、契約締結日から令和7年（2025年）2月28日（金）までとする。

4 予算規模

本業務の上限は7,000千円（消費税及び地方消費税（10%）を含む）とする。

※ この金額は現時点での予算規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

5 業務内容

別紙仕様書のとおり。ただし、仕様書の内容は現時点における予定であり、今後、提案内容や協議により変更する可能性がある。

なお、令和5年度委託業務である「M I C E開催時に排出される温室効果ガス低減に係る検討業務」の報告書については、参加申込を検討している事業者に対して提供を行う。提供を希望する場合は、メールのタイトルは「(団体名)【サステナブルなM I C E開催のためのガイドライン検討・作成業務】令和5年度業務報告書提供依頼」とし、電子メールで依頼するものとする。

※ 送付先電子メールアドレス：kanko@city.sapporo.jp

6 企画提案を求める事項

以下のとおり、業務内容を実施するにあたっての具体的な企画提案を行うこと。

(1) 海外先進事例の調査

業務の目的を達成するにあたって適当と考えられる都市及び調査を行うガイドラインの提案をすること。また、当該候補が検証に適切と考えられる理由を示すこと。

(2) ガイドラインの方向性・工夫

札幌市の国際競争力を向上させ、継続的にM I C Eの誘致・開催をしていく

ために、札幌市の特長を考慮しながら、特に事業者及び主催者・参加者へ普及啓発すべき観点を示し、その理由を示すこと。

また、ガイドラインを参照する者にとって取組やすい内容とすること。

(3) 業務の執行体制及びスケジュール

本業務を遂行するにあたっての具体的な執行体制及びスケジュールを示すこと。

(4) 過去実績

提案者が過去に実施した類似業務実績及び本業務に生かせると考えられる点について示すこと。

(5) その他（独自提案）

本業務の遂行にあたり、独自の提案事項等があれば追加すること。

7 参加資格要件

次に掲げるすべてを満たし、かつ、本業務を効果的に実施できるものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であり、かつその者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者でないこと。

(2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。

(4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(5) 令和4～令和7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、大分類「一般サービス業」、中分類「情報サービス、研究・調査企画サービス業」に登録されていること。

(6) 市区町村税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

8 参加手続きに関する事項

(1) スケジュール

企画提案の公募開始	令和6年7月8日（月）
質問書の提出期限	令和6年7月16日（火）12時00分必着
参加申込書の提出期限	令和6年7月24日（水）15時00分必着
企画提案書の提出期限	令和6年7月31日（水）15時00分必着
選定委員会（プレゼンテーション）	令和6年8月8日（木）※ 予定
提案者への選定結果の通知	令和6年8月中旬頃
契約締結	令和6年8月中旬頃

(2) 質問書の提出及び回答

企画提案を行うにあたり質問がある場合は、質問書の提出期限までに、所定の書面（様式1）に要旨を簡潔にまとめ、電子メールで送信するものとする。

ア 質問書の提出期限

令和6年7月16日（火） 12時00分まで

イ 質問に対する回答

質問への回答は、文書により質問書の提出者に回答の上、令和6年7月19日（金）17時15分までにホームページで公開する。

ウ 送付先電子メールアドレス

kanko@city.sapporo.jp

※ メールタイトルは「(団体名)【サステナブルなMICE開催のためのガイドライン検討・作成業務】質問書」とすること。

(3) 参加申込書の提出

下記申込書類を令和6年7月24日（水）15時00分必着で、持参または郵送（書留郵便等配達状況を確認できるものに限る）により提出してください。なお、電子メール、FAXでは受付いたしません。

ア 参加申込書（様式2） 1部

イ 競争入札参加資格認定通知書 1部

(4) 企画提案書等の提出

下記提案書類を令和6年7月31日（水）15時00分必着で、持参または郵送（書留郵便等配達状況を確認できるものに限る）により提出してください。なお、電子メール、FAXでは受付いたしません。

ア 企画提案書（様式自由、A3横、片面印刷、3枚以内）

（ア）表紙に提案者の団体名を記載したもの 3部

（イ）提案者の団体名称が記載されていないもの 10部

イ 参考見積書（様式自由、A4縦、両面印刷。経費の内訳を記載、消費税相当額も明示すること。）

（ア）表紙に提案者の団体名称を記載したもの 3部

（イ）提案者の団体名称が記載されていないもの 10部

ウ 上記ア及びイのPDFデータ（CD又はDVD） 1部

(5) 留意事項

ア 申込書類に虚偽があった場合は失格とする。

イ 提出された書類については返却しない。

ウ 期限後の提出、内容の変更・追加及び再提出は認めない。

エ 審査の公正を期するため、企画提案書には、会社名、住所、ロゴマークなど企画競争参加者を特定できる表示を付さないこと。

9 契約候補者の選定方法

本企画競争において、企画提案の内容は、「サステナブルなMICE開催のためのガイドライン検討・作成業務公募型企画競争実施委員会」（以下「実施委員会」という。）を設置して評価する。

評価及び契約候補者の選定は、実施委員会が提案者に対するヒアリングを行い、最も高い評価を得た提案者を選定し、もって契約候補者とする。

ただし、審査の結果、提案者全てが最低基準点（総評価点の6割）に達しない場合、契約候補者を決せず、再度提案を募集することがある。

(1) 参加資格の審査及び結果の通知

「7 参加資格要件」に基づき審査を行い、参加団体に通知する。

(2) 評価の基準

評価項目	評価内容	配点
海外先進事例の調査 〈6-(1)関係〉	・業務目的達成のために調査すべき対象か。 ・具体性、実現性がある候補か。 ・候補に合理性があるか。	30
ガイドラインの方向性・工夫 〈6-(2)関係〉	・札幌市の長を考慮しているか。 ・示された方向性や内容に具体性、合理性はあるか。 ・視覚的に読み取りやすい工夫がなされているか。	40
業務の執行体制及びスケジュール 〈6-(3)関係〉	・業務を遂行するための適切な業務体制及び人員確保がなされ、確実に遂行し得るスケジュールになっているか。	10
過去の実績 〈6-(4)関係〉	・業務遂行にあたって必要な実績を有しているか、又は、類似業務の実績はあるか。	10
その他独自提案 〈6-(5)関係〉	・6-(1)～(2)に係る提案以外に、独自提案がなされており、その内容が画期的、特徴的であるか。 ・全体を通して秀逸な点はあるか。	10

(3) 実施委員会によるヒアリングの実施

別に期日を定め、提案者によるプレゼンテーション及び委員からのヒアリングを行い、契約候補者を選定する。ヒアリングの実施にあたっては、次のとおり行うものとする。

ア 提案者側の出席者は各団体3名までとする。

イ ヒアリングは、1企画提案あたり、30分（企画提案書に基づくプレゼンテーション20分、質疑応答10分）を想定し、順次個別に行うものとする。

(4) その他

ア 提案者の数によっては、一次審査（書類選考）を行う場合がある。

イ 評価の結果は、提案者全員に文書により通知する。

ウ 提案者が一者となった場合、前述の最低基準点（総評価点の6割）を超えた場合のみ契約候補者として選定する。

エ 実施委員会による採点が同点の場合、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

10 契約

契約については、選定された契約候補者と委託者の間で詳細を交渉のうえ、締結するものとする。ただし、この交渉の中で、企画提案内容の一部を変更することがある。また、契約候補者が「7 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合や契約候補者との交渉が不調に終わった場合は、実施委員会において次点とされた団体と交渉する場合がある。なお、契約は委託者と締結するものとし、その手続きは、札幌市契約規則を適用する。

11 契約後の支払方法

支払については、業務完了の検査終了後（委託業務終了後）とする。

12 参加資格の喪失

本企画競争において、提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（契約候補者にあつては契約を締結するまで）の間に、次のいずれ

かに該当したときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は、契約候補者としての選定を取り消す。

- (1) 提案者が参加資格を満たしていないことが判明し、又は、満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は、利害関係を有することとなったとき

13 失格事項

以下のいずれかに該当したものは失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかったもの
- (2) 審査の公平性を害する行為をおこなったもの
- (3) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を順守しないもの

14 参加資格等についての申立て

本企画競争において参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

15 評価についての申立て

提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

16 企画提案の著作権等に関する事項

- (1) 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。なお、提出された企画提案は非公開とするが、契約候補者以外の提案内容のうち、札幌市における今後の業務の参考となるものがあつた場合は、札幌市から提案者に対し、協議を求めることがある。
- (2) 提案者は、実施委員会が本企画競争の実施に必要と認めるときは、企画提案内容を実施委員会が利用（必要な改編を含む）することを許諾するものとする。この場合、札幌市はあらかじめ提案者に通知するものとする。
- (3) 提案者は、実施委員会に対し、提案者が企画提案を創作したこと、及び、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画提案内容の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

17 その他留意事項

企画提案に係る一切の経費については提案者の負担とする。

【担 当】

札幌市経済観光局観光・M I C E 推進部観光・M I C E 推進課 勘野、塩見

住 所 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所15階

電 話 011-211-2376 FAX 011-218-5129

メー ル kanko@city.sapporo.jp